

## 令和 4 年度子供の読書活動推進に関する有識者会議設置要綱

令和 4 年 6 月 7 日  
総合教育政策局長決定

## 1. 設置の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、政府として概ね 5 年に一度、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画。）を策定している。

近年、情報通信技術の普及による中高生のスマートフォンの保有率の急増や GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境の整備等、子供を取り巻く環境の変化が見受けられる中、子供の読書については、高校生の不読率等が課題となっている。また今年度は、平成 30 年 4 月に行われた現行基本計画策定から 5 年目（最終年度）を迎え、令和 5 年度からの次期基本計画の策定に向けて、検討を進める必要がある。

次期の基本計画が、子供の読書活動の推進に一層意義のあるものとなるよう、各分野における有識者からの意見を継続的に伺う会議として「令和 4 年度子供の読書活動推進に関する有識者会議」を設置することとする。

## 2. 検討事項

- (1) 発達段階に応じた読書習慣の形成
- (2) 高校生が読書をするようになるきっかけづくり
- (3) 読書と ICT（情報通信技術）のベストミックス
- (4) その他子供の読書活動推進のために検討することが必要な事項

## 3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4. 実施期間

令和 4 年 6 月 7 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

## 5. その他

- (1) 会議の庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議  
委員名簿

(敬称略、五十音順)

秋 田 喜代美	学習院大学文学部 教授
有 山 裕美子	軽井沢風越学園 教諭
稲 井 達 也	大正大学人間学部 教授
鎌 田 和 宏	帝京大学教育学部 教授
桑 原 真 希	福島県平田村立ひらたこども園 教諭
設 楽 敬 一	公益社団法人全国学校図書館協議会 理事長
島 弘	公益社団法人日本図書館協会 児童青少年委員会委員長
清 水 千 秋	公益財団法人東京子ども図書館 事務局長
白 井 哲	特定非営利活動法人ブックスタート 代表
富 永 香羊子	千葉県市川市教育委員会学校教育部指導課 課長
中 野 多希子	東京都立多摩図書館 館長
野 口 武 悟	専修大学文学部 教授
福 田 孝 子	三郷市読書活動アドバイザー
堀 川 照 代	放送大学 客員教授